

蒲郡市新泉源開発事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、観光振興対策としての新しい温泉源（以下「新泉源」という。）の開発推進を図るため、補助制度を設け、新泉源開発の促進と地域の活性化及び公共の利益の増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は、新泉源開発事業を実施し、温泉法（昭和23年法律第125号）第13条第1項に規定する許可を受けた者で、次に掲げるものとする。

- (1) 形原温泉旅館協同組合、西浦温泉旅館協同組合、三谷温泉旅館協同組合
- (2) 蒲郡市観光協会会員で、政府登録旅館、国際観光旅館及び日本観光旅館連盟加入旅館
- (3) 前2号のほか、市長が必要と認めるもの。

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、新泉源掘さく事業とする。

(補助金額)

第4 補助金額は、事業費の30パーセント以内とし、最高限度額は3,000万円とする。

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、蒲郡市新泉源開発事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 温泉法第3条第1項に規定する許可の写し
- (2) 温泉法第13条第1項に規定する許可の写し
- (3) 新泉源掘さく工事に伴う契約書の写し
- (4) 前号に関する資金内訳書及び証拠書類
- (5) 新泉源の利用に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (6) 前号に関する資金計画書
- (7) 前各号のほか、市長が必要とする書類

(交付申請の時期)

第6 新泉源掘さく事業に係る補助金の交付を受けようとする者の申請は、温泉法第13条第1項に規定する許可を受けてから60日以内でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(交付決定)

第7 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び実地調査等により、補助金の交付が法令、条例及び規則並びに予算の定めるところに違反しないか、補助事業の目的及び内容が適正か、また、金額の算定に誤りがないか等を調査して、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付の決定をするものとする。

(申請の変更)

第8 第5の規定に基づき申請書を提出した者(以下「補助事業者」という。)で、次の事項に該当する場合は、速やかに、変更申請書等を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の内容に変更を生じた場合
一 蒲郡市新泉源開発事業変更申請書(第2号様式)
- (2) 申請書の計画を中止する場合
一 蒲郡市新泉源開発事業中止申請書(第3号様式)

(状況報告等)

第9 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助事業者に対して、ゆう出の状況及び事業計画書の執行状況の報告書の提出を求め、又は必要な指示を与えることができる。

(交付金額の確定)

第10 市長は、第7の規定に基づく交付決定の日から3月を経過後に、新泉源の温泉ゆう出(以下「ゆう出」をいう。)が継続的に見込まれることを確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 補助金の交付は、第 10 の規定により補助金の交付の金額が確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、確定前に補助金の一部（補助金額の 2 分の 1 以内を限度とする。）を前渡しすることができるものとする。

(交付決定等の取消)

第 12 市長は、補助事業者が補助事業に関して法令、条例又は規則若しくは補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付金額の確定後においても適用するものとする。

(返還)

第 13 市長は、補助金の確定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(帳簿等の保管)

第 14 補助事業者は、当該補助事業に係る収入、支出に関する帳簿及び証拠書類など実施の経過を明らかにする書類を備えて、補助金の交付を受けた後 5 年間保存しなければならない。

(調査等)

第 15 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があるときは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定により、補助事業者に対してその状況を調査し、若しくは報告を求め、又は同法第 199 条第 7 項の規定により、監査委員に監査を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。